

様式第1号別表(日本工業規格B列4)

返還の請求をする接收貴金属等()

第 葉

種 類	形 状	個 数	重 量 及 び 品 位			備 考
			総 量	品 位	純 量	

(記載上の注意)

1 一般事項

- (1) この表は、所有者別に作成するものとし、所有者が2人以上あるときは、同一書式による総括表を附し、通し番号を附すること(この表の標題末尾の括弧内には、「総括表」又は「何某所有分」と記載すること)。
- (2) この表には、貴金属等の品位又は重量が異なるごとに原則として別行に記載するが、品位又は重量の異なるものが多数あるときは、別に明細表を附して、その個数、総量及び純量の合計数量を記載してもさしつかえない。
- (3) 各記載欄に該当事項がないときは「該当事項なし」、不明のときは「不明」と記載すること。

2 「種類」の欄

- (1) この欄には、次の区分によつて、該当するものだけを該当番号を附して記載すること。

- ① 金の地金
- ② 本邦金貨
 - ㊦ 新金貨
 - ㊧ 旧金貨
- ③ 本邦古金貨
- ④ 外国金貨
- ⑤ 銀の地金
- ⑥ 本邦銀貨
- ⑦ 本邦古銀貨
- ⑧ 外国銀貨
- ⑨ 白金の地金
- ⑩ 白金族(白金を除く。)の地金
- ⑪ 合金の地金
- ⑫ ダイヤモンド(工業用)
- ⑬ ダイヤモンド(装飾用)
- ⑭ その他の貴石類
- ⑮ 貴金属又は貴石類の製品
 - ㊰ 金の製品
 - ㊱ 銀の製品
 - ㊲ 白金の製品
 - ㊳ 合金の製品
 - ㊴ 貴石類の製品
 - ㊵ 貴金属及び貴石類の製品
- ⑯ その他

(2) 「地金」には、塊のほか、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の形状を有するものを含めること。

(3) 「新金貨」とは、明治30年以降の年号が附され、かつ、錦旗の模様のない20円、10円及び5円の各金貨をいい、「旧金貨」とは、明治3年から明治30年までの年号及び錦旗の模様のある20円、10円、5円、2円及び1円の各金貨をいう。

新金貨及び旧金貨以外の本邦金貨は、本邦古金貨として整理すること。

(4) 「⑩白金族(白金を除く。)の地金」についてはルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの別を、「⑪合金の地金」及び「⑮の㊦合金の製品」については含有貴金属の種類を、「⑭その他の貴石類」についてはたとえばルビー、サファイヤ等のようにその他の貴石類の名称を、「⑮の㊧貴石類の製品」及び「⑮の㊨貴金属及び貴石類の製品」についてはたとえばダイヤモンド工具、ダイヤモンド付金指輪等のように貴金属又は貴石類の製品の名称をあわせて記載すること。

3 形状の欄

(1) 地金については、塊、板、線、管、棒、粉、スクラップ等の別を記載すること。

(2) 貨幣については、額面、発行年及び外国貨幣にあつてはその発行国を記載すること。

(3) 「⑫ダイヤモンド(工業用)」についてはその用途を、「⑬ダイヤモンド(装飾用)」については色、カットの形等を記載すること。

4 「重量及び品位」の欄

(1) 「総量」及び「純量」の欄には、貴金属についてはグラム単位で、貴石類についてはカラット単位で記載すること。

(2) 液状、粉状又は粒状のもの、金属くず等については、総重量を「総量」の欄に記載すること。

(3) 合金については、「品位」の欄には含有貴金属の組成比率を、「純量」の欄にはそれぞれの含有貴金属の重量を記載すること。

(4) ダイヤモンドその他貴石類について等級が判明しているときは、「品位」の欄にその等級を記載すること。

5 「備考」の欄

この欄には、接収貴金属等に附された記号、番号のほか他の物と識別するのに役立つ特徴を記載すること。

6 その他

2の(1)の①から⑮までに掲げる接収貴金属等以外の接収貴金属等については、種類の区分を「⑯その他」として整理し、以上の記載要領に準じて適宜記載すること。